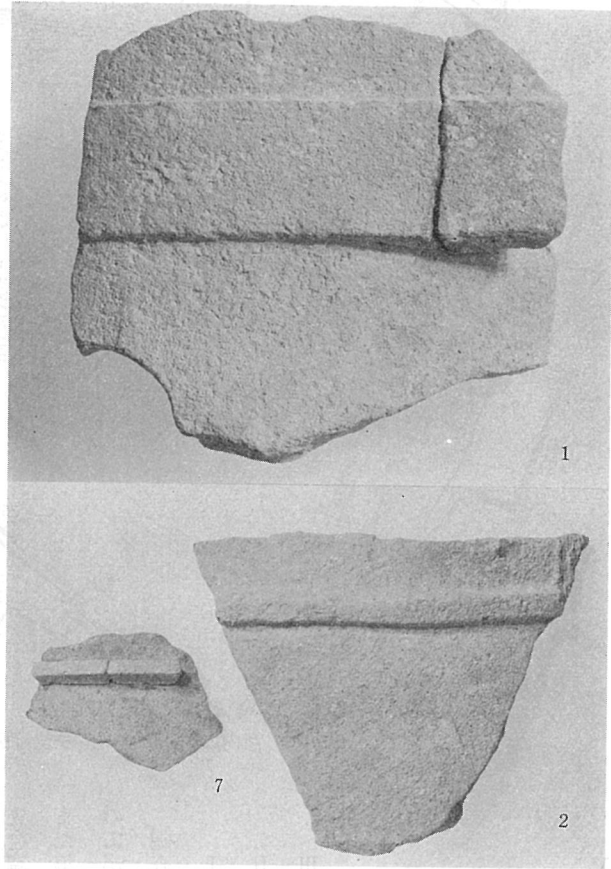




第19図 狭木之寺間陵出土の埴輪

以上の他に轡口（9）があるが、小片のため、もとの長さ、径は不明。

（土生田純之）

河内坂門原陵外堤護岸工事区域及び 陵前排水枿設置箇所 の調査

清寧天皇の河内坂門原陵の東濠の外堤は、後円部背面のコンクリート護岸を施した部分を除き、南側も北側も長年にわたる波浪による浸蝕が著しい。一部では堤体の水際の土が濠内に大きく崩落するところもでて、堤体が痩せてきた。そこで、護岸工事を施すこととなり、これに先だって工事予定区域の発掘調査を行なった。なお、

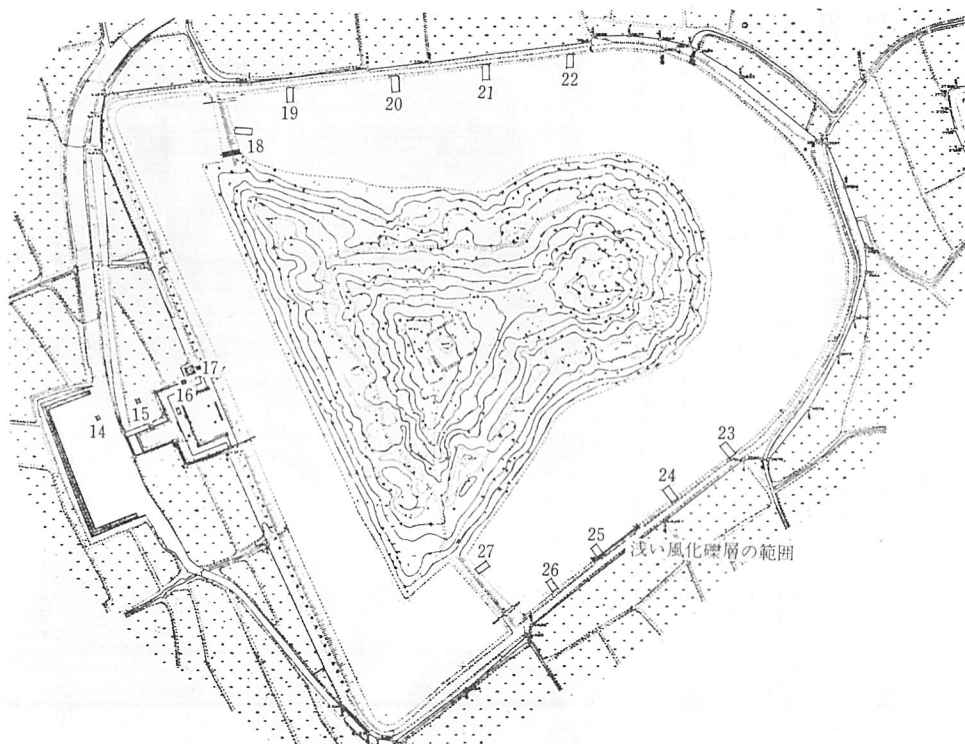
陵前の整備工事の集排水枿四箇所をも、あわせて発掘調査した。

調査は、昭和五十四年十月十六日から十六日間にわたった。この間に、考古学・地質学及び土木工学の専門家の現地検分を願い、それぞれの立場から指導を受け、調査と工法の考究に資することができた。

調査には、計四本のトレンチを設けて発掘した（第20図）。東濠の護岸工事予定地では、北側の内法に第18～22トレンチ、南側の内法に第23～27トレンチの合わせて三本のトレンチを設定した。トレンチは幅二メートル、長さ三・五～四・五メートルとした。陵前の集排水枿設置工事

各一点ある。当陵出土の楯は、縁が直弧文の刻線のものとな文のものがあるが、本例は無文である。この埴輪片から観察出来たその製作工程は、円筒全周の約1/5に粘土をつぎたして中心部を形成し、次に、この左右に矩形の粘土板を接合して楯の全形が出来あがる。円筒の接合部には突帯を削り取った上に単位幅二ミリ程度の篋描線を縦に施して、粘土板が接合しやすいような工夫をこらしている。本例は一見して大形のものであり、図上での復元腹径は五〇センチ程度と大きい。

土師器（8） 回転糸切り底を有する小皿である。



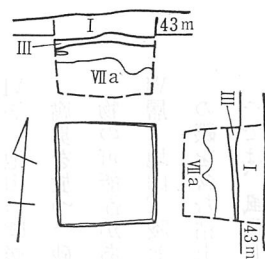
第20図 河内坂門原陵トレンチ位置図 (1/2,000)

予定箇所には、ほぼその部分に掘り方に見合った一メートル四方のトレンチ四本(第14～17トレンチ)を設けた。

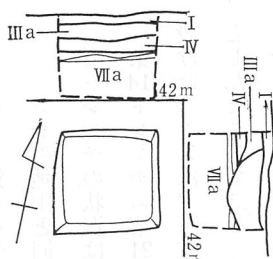
調査の結果、いずれのトレンチからも工事予定部分にかかる原初の遺構をはじめとする保存すべき遺構は見出されなかった。したがって基本的には、当初の工事設計によって施工して支障ないものと判断された。なお、護岸の石積みは雑割石を用い、低水位時における堤体の水抜きを十分にするため裏込石を基礎まで入れることとした。工事掘削に監区職員が立ち会ったが、工事に支障となる問題もなく、予定通り施工した。立会調査によって、遊離した瓦・埴輪等の破片が盛土層から採集され、また第25トレンチで認められた地山の礫層の、護岸基礎掘方のレベルでの広がりも確認された。

調査地全体にわたる標準的な地層は、次の通りである。

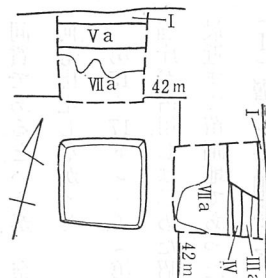
- I 層 表土。黒色腐植土。
- II 層 二次的な池沼堆積土。
- III 層 客土又は盛土。陵前では、旧水田を埋立てた礫混入の褐色土(III a)層。渡土堤・外堤では、旧水田の上にある堤の嵩上げをした盛土(III b)や、その下にある堤の前羽金とした粘土塊を主体とする築土(III c)。
- IV 層 旧水田の耕作土。砂・小砂利混りの青灰色粘質微砂層。この直下には、旧水田の床土が認められる。
- V 層 遺構の埋土。



1 第14トレンチ

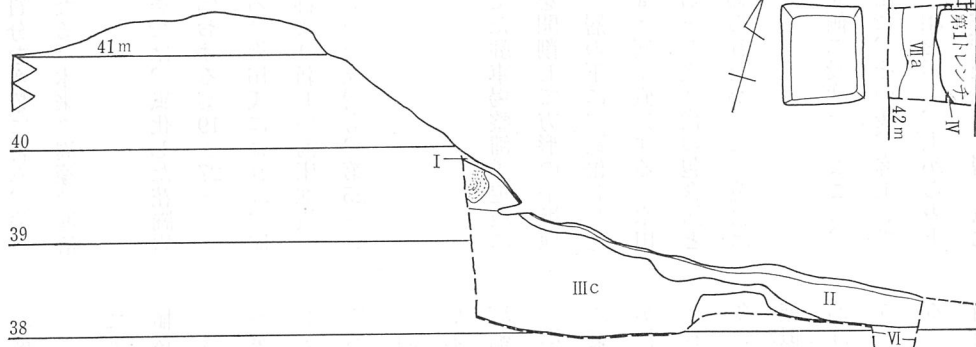
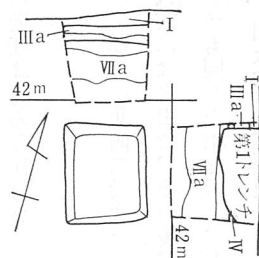


2 第15トレンチ

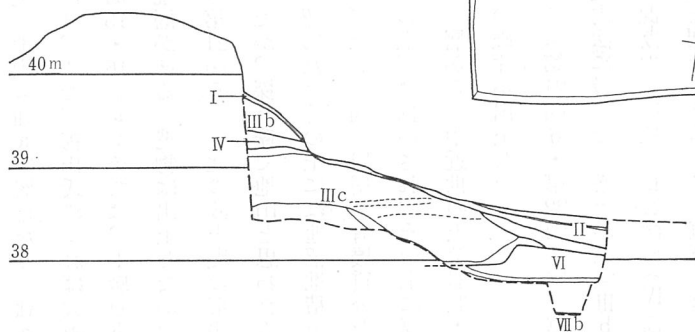


3 第16トレンチ

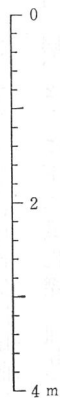
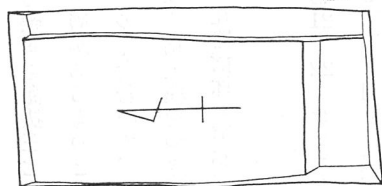
4 第17トレンチ



5 第18トレンチ



6 第19トレンチ



第21図 河内坂門原陵トレンチ出面および断面図(1) (1/80)

VI 層 地山の礫層を覆う池沼堆積土。有機質分を多量に含み、強い腐臭を放つ。砂・微砂・粘土の互層からなる。本来の周濠の堆積物の可能性がある。

VII 層 地山。陵前における第14～17トレンチでは、風化した花崗岩の礫を含む粘土(VII a)層。東濠の内法における第19～27トレンチでは、風化した小円礫(VII b)層である。梅田氏によれば、前者及び第25トレンチの円礫層は、大阪層群より新しい河床堆積という。鑑定を受けていないが、他のトレンチの礫層も、第25トレンチの地山と同じと思われる。

各トレンチの状況は、次のとおりである。

第14トレンチ(第21図1) 陵前の道路を隔てた駐車場整備予定地に設けた。ここは、西方から派出する丘陵の斜面を開削して方形の平坦地としたところである。表土(I)層と客土(III)層の下に、風化した花崗岩の円礫を含む堅い黒紫色の粘土の地山(VII a)層が直接する。水田址は認められない。VII a層は、野上丈助氏によると奈良時代の包含層と同質であるというが、奈良時代とする徴証は認められなかった。遺物は何も出土しなかった。

第15～17トレンチ(第21図2～4) 拝所の北側に設けた。ここは、当片が占用しはじめた昭和十六年頃以前には水田で、その後、客土して最近まで苗圃地であった。どのトレンチも同じ土相を示し、上から表土(I)層・旧苗圃地の客土(III a)層・旧水田の耕作土(IV)層・風化

花崗岩を含む粘土の地山(VII a)層となる。VII a層は、最上部で旧水田の床土となっており、また、梅田氏によれば大阪層群よりも新しい地層である。なお、第15・16トレンチでは、I層の下に、III層以下を切った植込みによる攪乱層がある。遺物は出土しなかった。

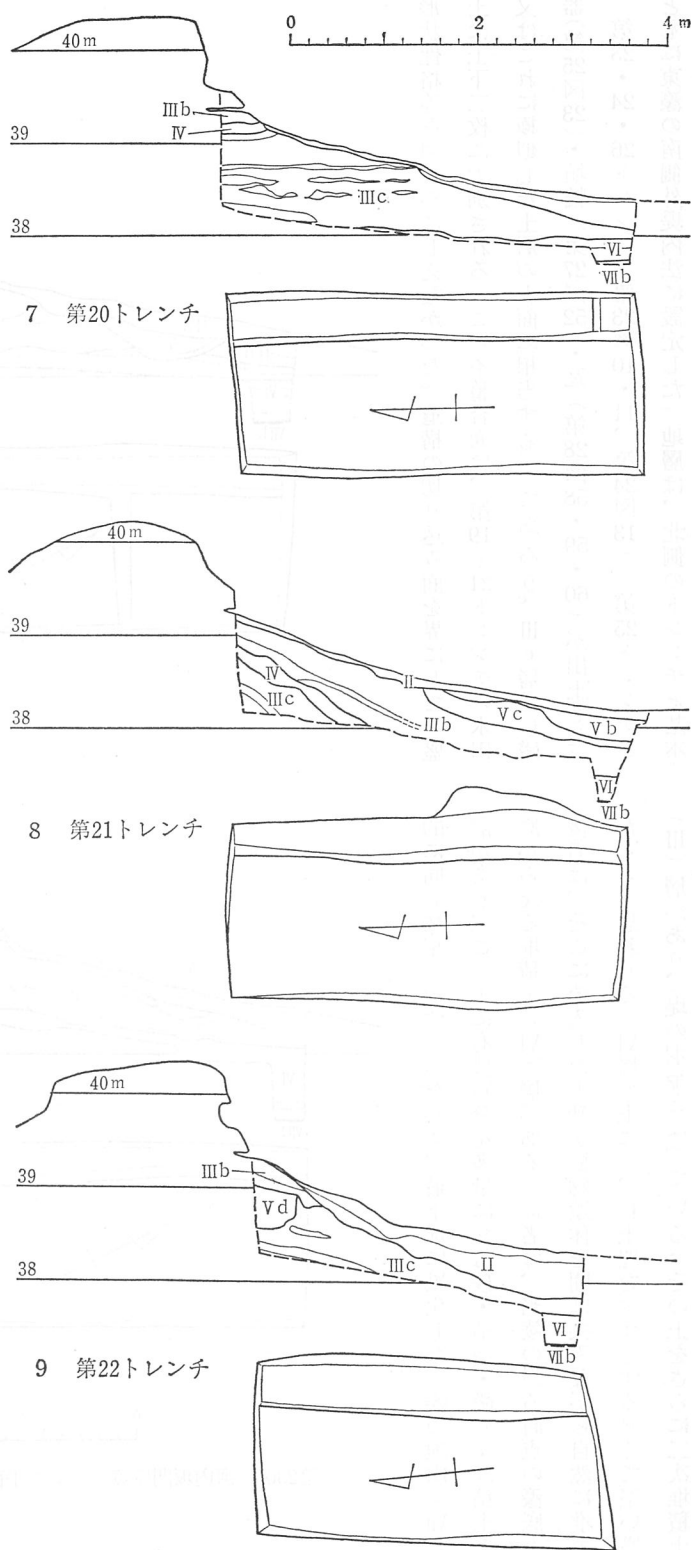
第18トレンチ(第21図5) 北の渡土堤の東法面に設けた。湧水のため深掘できなかったが、探査棒で地山と思われる礫層を海拔三七・三メートルのところに認めた。その上には池沼堆積土層があるものと思われるが、明確にはしがたい。図のVI層が有機質分を多く含むので、一応そう見ておく。VI層の上面は掘削され、その上に厚く粘土塊をつき固めている。築土(III c)層から、中近世の土師器皿・瓦器摺鉢(第25図9)・埴輪(第27図40)の破片が出土した。

第19・20トレンチ(第21図6・第22図7) 第21・22トレンチとともに東濠の北側外堤内法に設けた。盛土が上(III b)下(III c)二層に分かれ、間にある砂混りの青灰色の粘質微砂(IV)層は、「地味土」と呼ばれる水田の耕作土と同質である。この直下のIII c層の最上部には鉄分の多い赤褐色の堅い粘土層が一枚あり、「赤床」と呼ばれる水田の床土と極似する。当陵の幕末修陵図の数本には、東濠北側の渡土堤から括弧にかけて濠敷の部分が水田となっている。これに相当する水田址であろう。この下に池沼堆積土(VI)層、さらに下に風化礫(VII b)層がある。第19トレンチでは、VI層の一部を外堤法面とは逆勾配に掘削して前羽金を築土している。両トレンチのIII c層から須恵器(第25図14)・埴

輪（第26図27・31・34）・土師器・瓦の破片が出土した。
 第21トレンチ（第22図8） 第19・20トレンチのIV層と全く同じ青灰色粘質微砂層が認められる。この層は傾斜しているので、水田の耕作土とはみなし難い。修陵図の水田はこのあたりで終わっており、現に隣接地で丘陵がまた一段と落ちこむので、この自然地形にしたがって開かれたらうと思われる水田の東限を示すものであろう。図はこの解釈にした

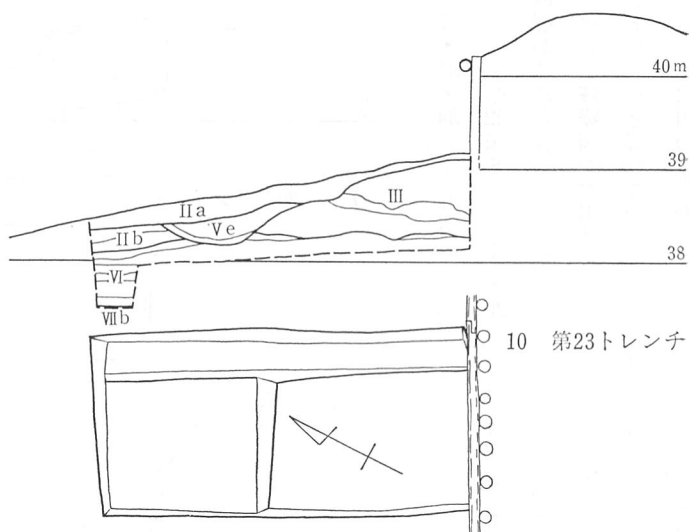
がって地層を大別した。しかしIII b・IV・III cの各層は、その細層の傾きが外堤法面に同じ点やトレンチ北壁近くの下部に見える二枚の細層が炭化物を含む微砂層と粘土層で、界線が非常になめらかである点など自然堆積層の疑いが残る。III b・III c層から埴輪（第27図41・44）の破片が出土した。

第22トレンチ（第22図9） 北壁近くの盛土に遺構の断面が見える。

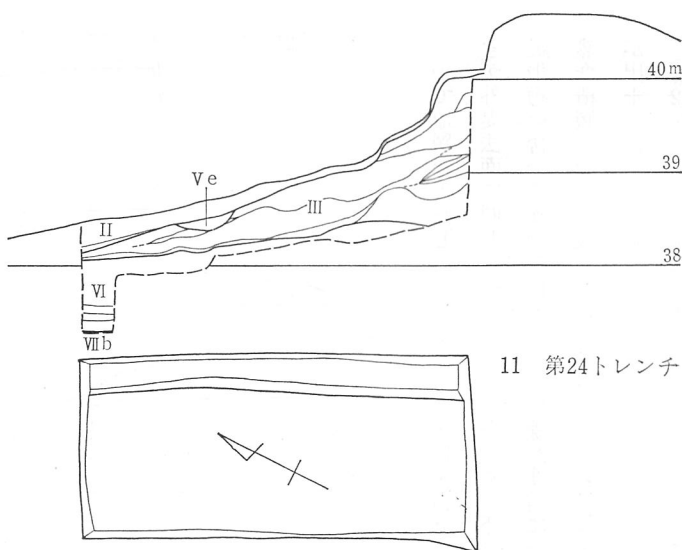


第22図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(2) (1/80)

形状性格等を明らかにしえなかった。遺構の切り込み面を界にして、盛土は上下二枚に大別される。この不整合面は、第19トレンチの水田又はこれに極似た土層の上面に相当するのであろう。III層から磁器(第25図23)・埴輪(第27図52)・瓦(第28図58・59・60)が出土した。第23・24・26トレンチ(第23図10・11、第24図13) 第25トレンチとともに東濠の南側外堤内法に設定した。地層は、北側のトレンチと基本



10 第23トレンチ



11 第24トレンチ

0 2 4 m

第23図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(3) (1/80)

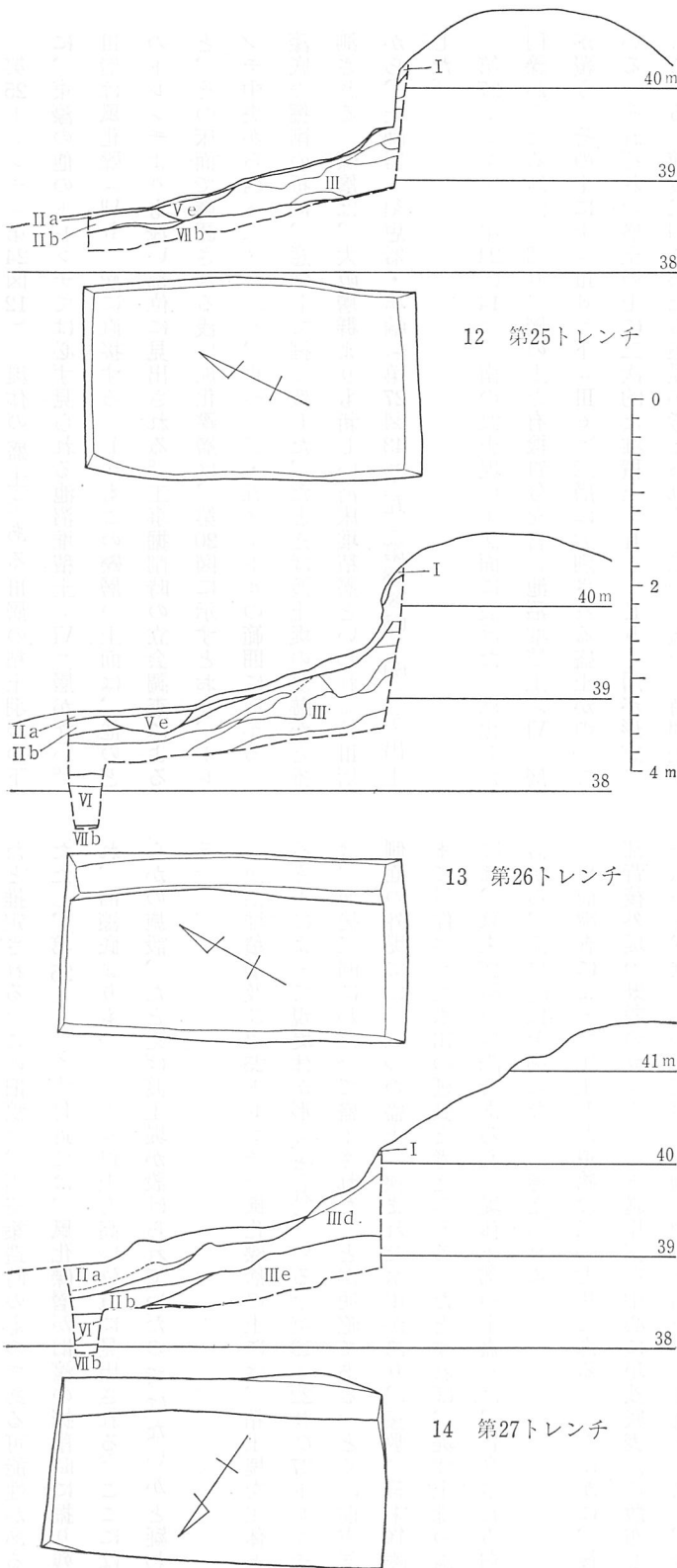
的に同じ様相を示す。すなわち、最下部に風化した円礫の地山(VIIb)層があり、この上に有機質分を多量に含む砂・細砂・微砂又は粘土の細層からなる堆積土(VI)層がある。前者は、当陵のある時点の濠底と、後者は、そこに流入した土砂が植物遺体を間に挟みながら自然に堆積したものである。VI層の上には、粘土塊を主体とする厚くて堅い盛土(III)層があり、堤の羽金となっている。その上をさらに二次堆積土が

覆っている。東濠の北側のトレンチと違うのは、III層中に上下二層に分かれる不整合面や水田面が明確でない点である。二次堆積土は、上(II a)・下(II b)二層に大別され、間に溝状遺構が切り込まれる。

溝状遺構は、後述の第25トレンチにも断面が見出される。これらは連なった一本の溝となるものと思われ、南側外堤内法裾にはほぼ一直線に走る。上幅七〇〜一六〇センチ、深さ一五〜三〇センチで、断面が浅いU

字形を呈する。その埋土(Ve)層中には、極めて多量の有機物が含まれていた。

第23トレンチIII層から磁器・瓦(第28図64)、VI層から埴輪(図版三2、第27図42・48・第28図51・55)が、第26トレンチIII層から瓦器(第25図11)・炆器(第25図20)・埴輪(第27図46・56)・瓦(第28図67)の破片などが出土した。第24トレンチからは、遺物は出土しなかった。



第24図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(4) (1/80)

第25トレンチ(第24図12) 堤体の盛土であるⅢ層の粘土羽金の下に、東濠の他のトレンチでは必ず見られる池沼堆積土(Ⅵ)層がない。Ⅲ層は風化礫(Ⅶb)層に直接する。しかもこの礫層の上面は、他のどのトレンチよりも浅い部位に見出される。工事掘削時の立会調査によると、その床面で確認される浅い風化礫層は、第20図に示すとおり、トレンチ中央から西へ二メートル、東へ一二・五メートルの範囲に広がる。濠底の掘削の折に、意図して掘り残した、たとえば渡土堤の痕跡かと推測される。礫層は、大阪層群よりも新しい河床堆積層といわれる。Ⅲ層から、土師器・須恵器・埴輪(第27図43)・瓦(第28図65・69)が出土した。

第27トレンチ(第24図14) 南の渡土堤の東法面に設けた。風化した円礫からなる地山(Ⅶb)層の上を有機質分を含む池沼堆積土(Ⅵ)層が覆う。その上に上(Ⅲd)下(Ⅲe)二層に大別される盛土がのっている。それぞれの盛土の上に二次的な堆積土(Ⅱa・Ⅱb)層が形成されている。前後二回にわたる築堤が考えられる。二つの盛土の時間差や北側トレンチのⅢb・Ⅲc層との対応関係は明らかでない。Ⅲd層から土師器・須恵器・埴輪・瓦の破片が出土した。

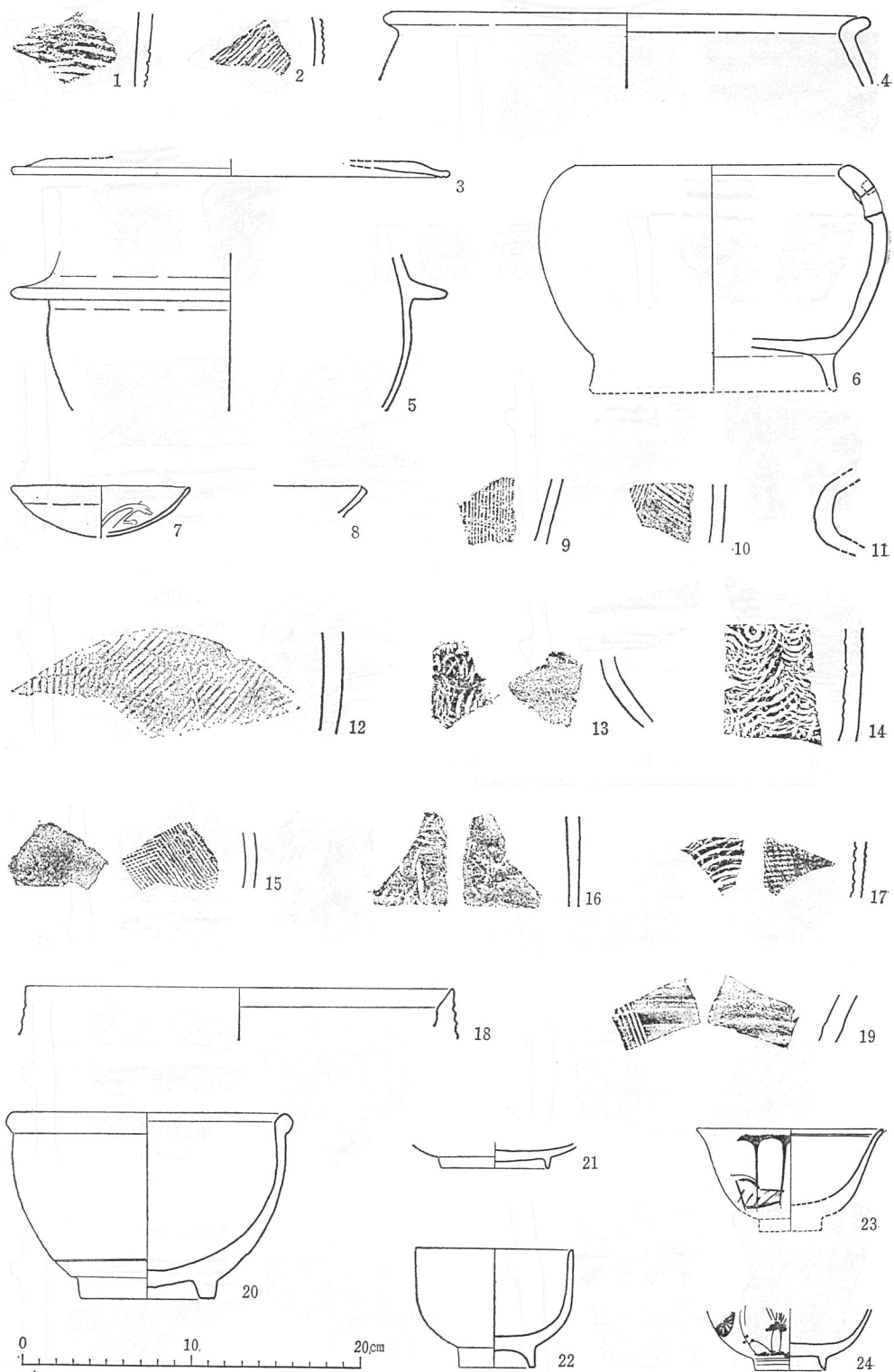
東濠に設定した第18トレンチの所見を要約すると、次のようになる。現堤体内法の下には大阪層群よりは新しい河床堆積の風化礫層を掘り込んで底床とする古い濠があり、有機質分を含む粘土・微砂・細砂・砂などが互層となって堆積し、旧濠底を覆っている。水を湛えてい

たと推定される。この旧濠は、当築造時のものである可能性がある。ただし、第25トレンチ付近では、風化礫層が旧濠の掘削時に掘り残され、旧濠底よりも一メートル以上も高い位置に見出される。ここには何らかの施設、たとえば渡土堤が設けられていたのではないかと疑われる。

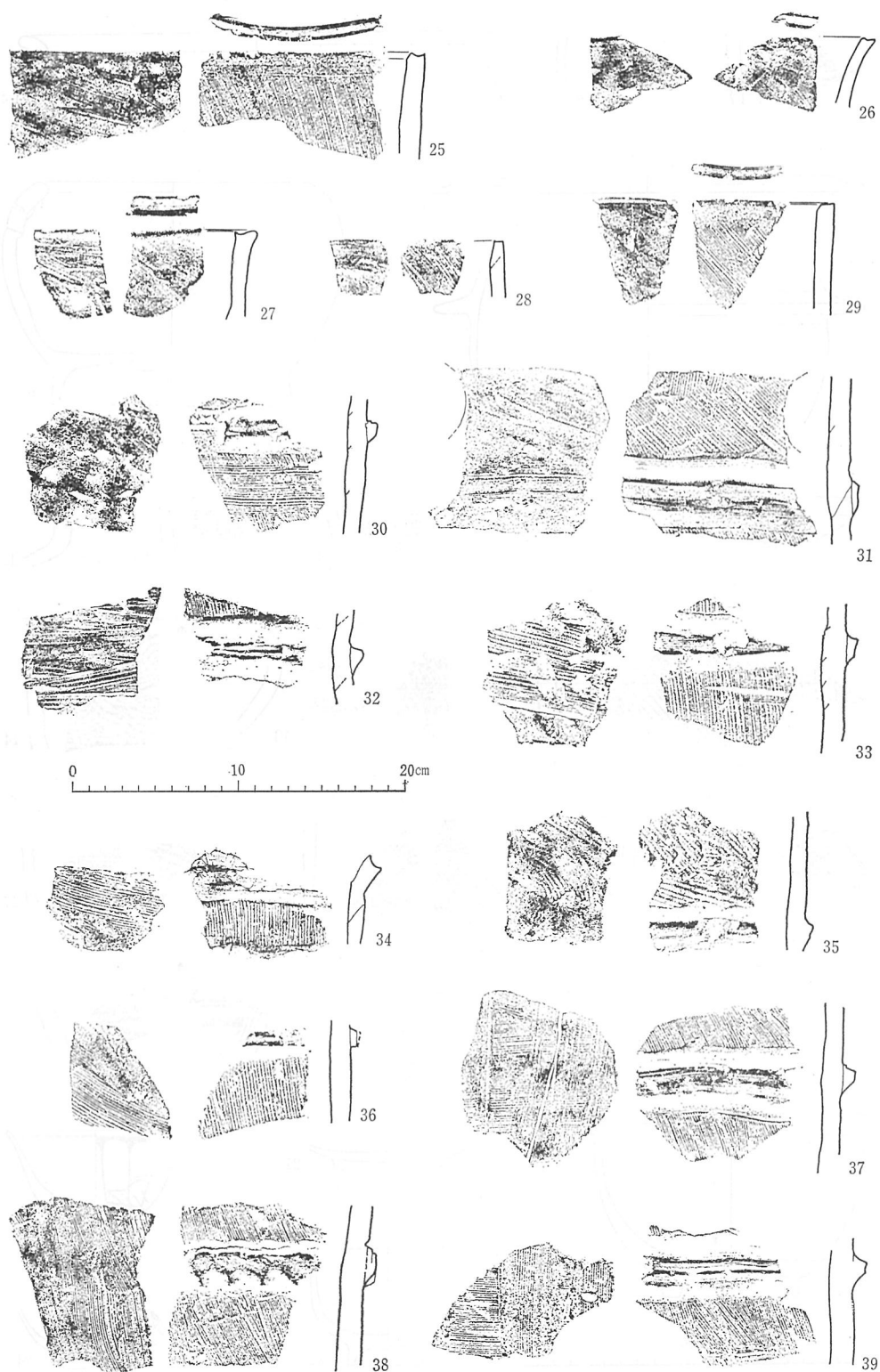
池沼堆積層及び第25トレンチの風化礫層の上には、粘土塊を主体とする盛土によって現堤体が形成されている。第19トレンチ及び27トレンチでは、前後二回にわたって盛土されたことが明瞭である。とくに前方部北側面の外堤には、二つの盛土に挟まれた水田があり、濠敷の幕末修陵時まで耕作された水田の延長と考えられる。だとすれば、堤体上部の嵩上げは、幕末修陵時以降であろう。堤体下部の土盛りは、包含される陶磁器から、江戸時代を遡らないと考えられる。

事前調査によって出土した遺物は二一七片である。このほかに、後円部背後外堤の既設のコンクリート護岸部を中心に現濠底表面に散布した一六一片、立ち会った工事の掘削土中から出土した九九片があり、合計三七七片の遺物が採集された。その大部分二五六片が埴輪で、ほかに弥生式土器・土師器・須恵器・炆器・陶磁器・瓦がある。Ⅲ層の盛土から出土したものと現濠底表面に散布したものがほとんどである。当陵の原初のものと認められるものはないが、原初の濠底堆積物の可能性のあるⅥ層から一三片の埴輪が出土した。

弥生式土器(第25図1) 甕と思われる破片で、粗い叩き目を施す。



第25図 河内坂門原陵出土遺物実測図(1) (1/4)



第26図 河内坂門原陵出土遺物実測図(2) (1/4)

土師器(第25図2~6) 2は、甕の破片と思われる、外面にやや細い

叩き目を施す。3は皿又は坏の器高の低い蓋と思われる、口唇部に一条の溝を繞らす。甕4は、短い口縁が大きく外に開く。胎土が粗い。羽釜5は、胎土が細かく、器壁も薄い。胴部に煤が付着している。6は、貼付高台の大きな底部から立ち上る胴部が内傾して口縁部に直接する。肩に円孔が穿たれ、その近くに別の円い刺突も加えられている。用途不明。

瓦器(第25図7~11) 7は小型の塊で、丸底。内面に粗い暗文がある。別に、断面が三角形の形骸化した高台を付す小型の塊が出土している。ともに焼成が悪い。8は、端部の尖った口縁部。9は擂鉢。10は叩き目のある胴部破片。11は、頸部破片で、復元外径三五センチを計る。

須恵器(第25図12~17) すべて破片で、器形の知られるものはない。15の内面は叩き目をほぼ摩り消している。13・16は、内面の叩き目に弱い摩り消しを加えている。

炆器(第25図18~20) 口縁部片18は、外面に沈線を繞らす。19は擂鉢。20は、半球形の鉢で、口縁部が玉縁、胴下半部以下に削りを加えて高台を造りだす。外面上三分の一以上と内面には、粗い施釉の跡がある。

陶器(第25図21・22) 21は、皿又は鉢と思われる、灰色の釉を施す。22は、黄色の釉を施した茶碗。

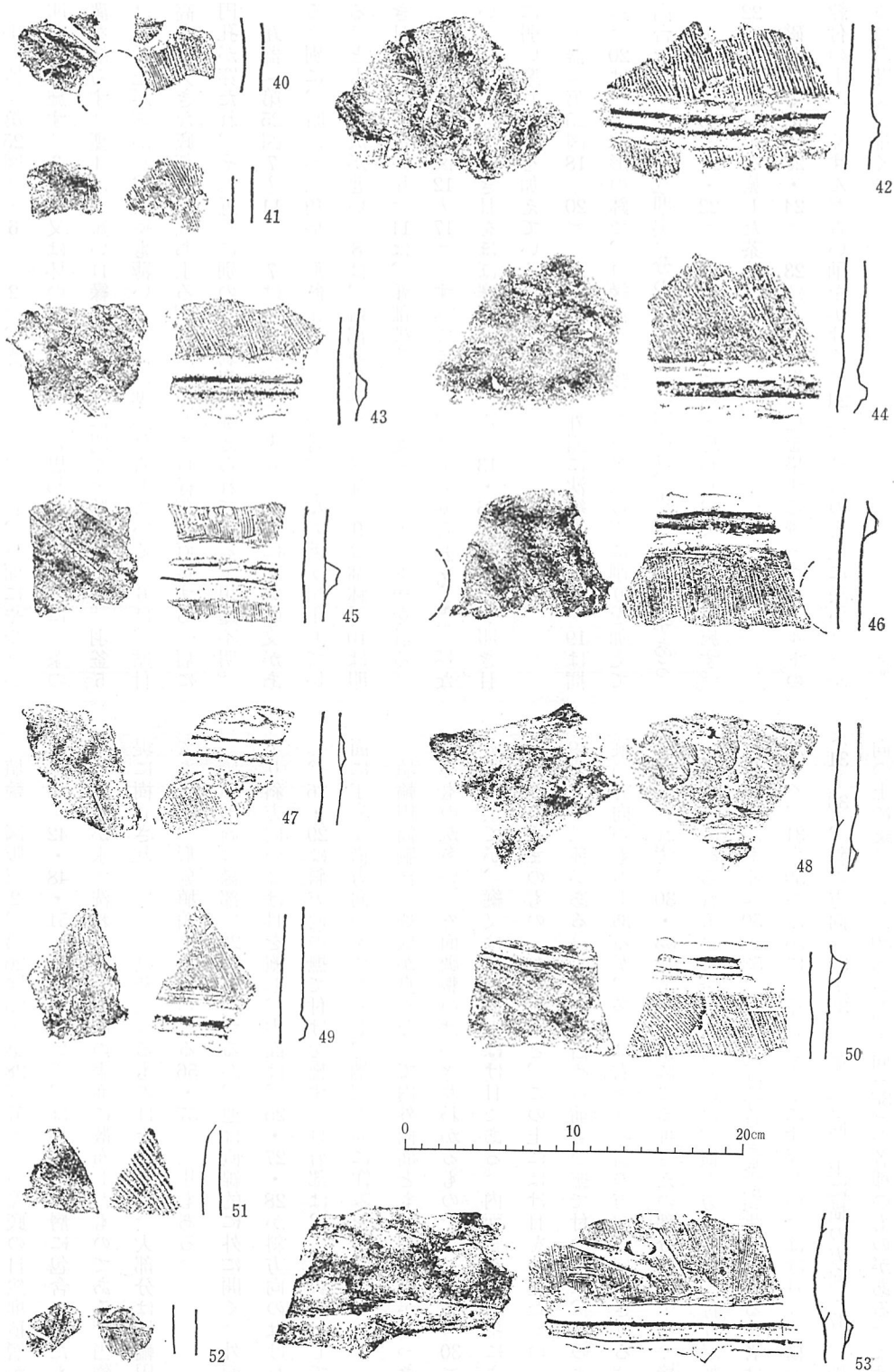
磁器(第25図23・24) 23は、一部黒褐色を呈する濁ったコバルトの絵付の上に、くすんだ青い釉をかける。24は、純白の素地に淡いコバルトで草花文を描く。

埴輪(図版三2、第26図25~第28図57) 旧濠底の自然堆積層からの

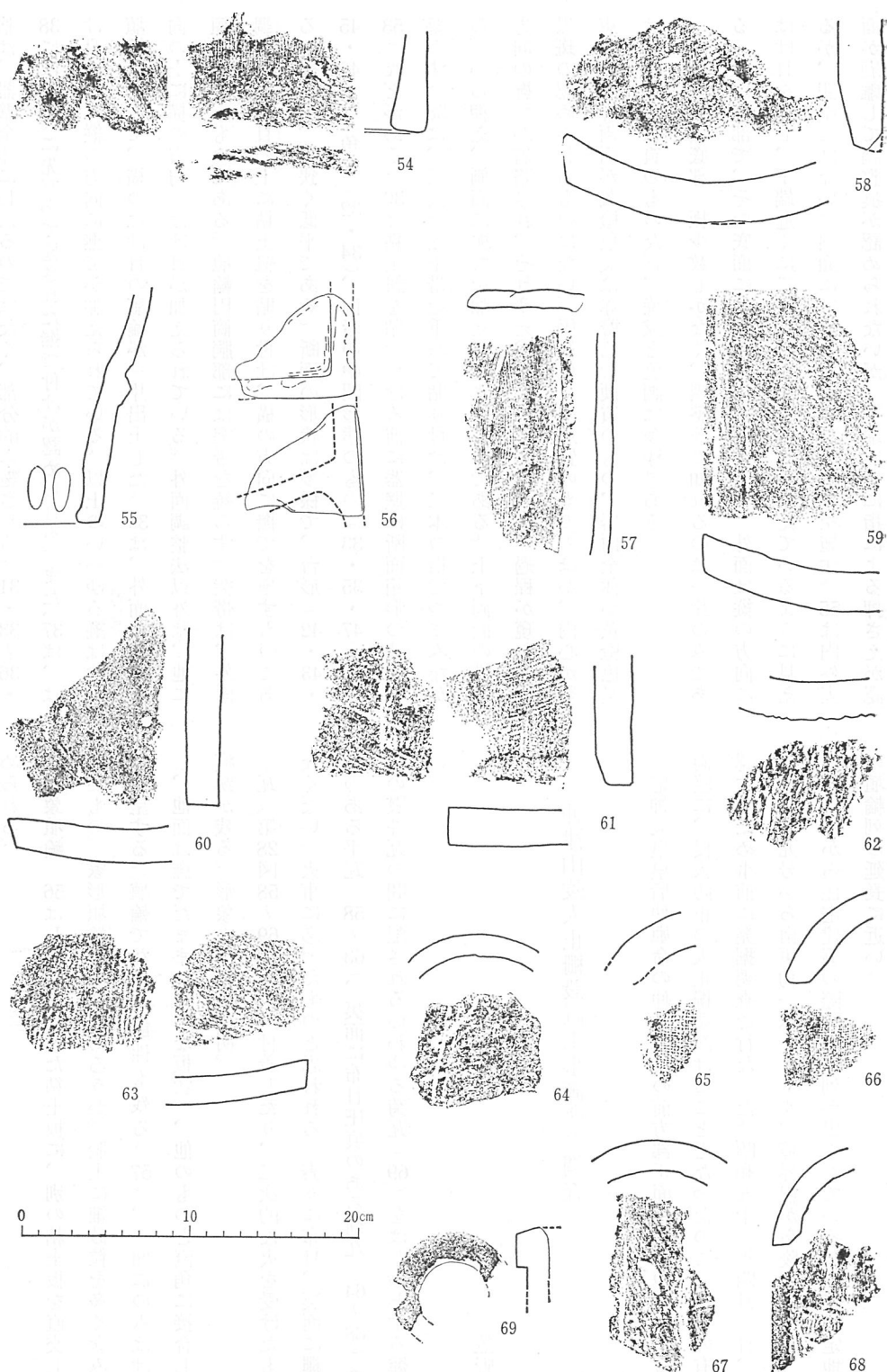
出土品(42・48・51・55)を除いて、ほかは盛土層に包含されたものか又は盛土が水で洗われて現濠底の表面に散布したものである。当陵の外堤に樹立されていたと判断できるものはなかった。大部分は埴輪円筒片であるが、形象埴輪と考えられる56・57の二片もある。

埴輪円筒口縁部 26は外反するが、他は直線的に外に開く。外面は右下り斜方向のはけ目を施し、内面は、25・27・28が斜方向のはけ目を施し、26・29は斜方向の撫で付けを施す。口唇部は、二次調整として内外面に丁寧な横方向の撫でを施し、端部上面に窪みをつける。

埴輪円筒胴部 焼成が良くなって内外両面ともに調整痕がはっきりしないものが多い。外面調整のはっきりわかるものでは、一例(30)をのぞいて全てが、縦又は斜方向のはけ目である。内面調整は、指による撫で付けのままでのもの(40~53)と、この上にはけ目を加えたもの(31~39)との二種がある。大部分を占める前者の撫で付けには、49のような縦の方向のものもあるが、多くは右下りの斜の方向に施こされる。十分には施されず、30・33などでは指による押さえの部分に粘土紐の接合痕が各所に認められる。突帯部の内面には、横の方向の撫で付けが加えられることがある(50・53)。内面にはけ目調整が認められる後者は、数が少く、31~39のほかに五片を認めるにすぎない。はけ目は、横の方向(31~33)、斜の方向(34~36)、縦の方向の上に横の方向(37)、横の方向の上に縦の方向(39)、縦の方向(38)の各種のものがある。はけ目調



第27図 河内坂門原陵出土遺物実測図(3) (1/4)



第28図 河内坂門原陵出土遺物実測図(4) (1/4)

整は、器壁全体にわたるのではなく、部分的に施される。31・33・36・

38には、これに先だって施された撫で付けが認められる。また、37は、はけ目の上に縦の方向に撫でが加えられている。以上のいわゆる縦はけの埴輪に対して、横のはけ目の埴輪が一片出土した。30は、外面に斜の方向の上に横の方向のはけ目が加えられている。外面調整法以外は、他に類例の多いものである。埴輪円筒胴部には突帯を繞らす。突帯は、外面調整のはけ目の上に粘土紐を貼り付け、横の方向に撫でを施すものである。総じて、幅狭く低平である。断面の形状は多様で、台形（42・43・45・46）、三角形（32・34）、両者の中間形態のもの（33・35・47・49・53）などがある。30は粘土紐を貼り付ける前に器壁に断面箱形の沈線を繞らす。38は、二枚の粘土帯を重ねて貼り付け、二本の指でつまみながら下から押え、側面に撫でを加えたままのものである。上下両面の横の方向の撫でが省略され、それゆえ、かえって突帯の製作過程が窺える。黒斑の認められるものはない。灰褐色の須恵質のものほか、内心が須恵質で内外両面が黄橙色又は赤橙色で硬質のもの、器肉全体が黄橙色又は赤橙色で軟質のものなど、焼成と色調は多様である。

埴輪円筒基底部 極少数しかなく、調整等の知れるのは一片のみである。54は基部で、その底面に斜に接合した痕を残す。外面は縦の方向にはけ目を施し、下端近くに二次調整らしきものを加えているように見えるが、明確ではない。内面には斜の方向に撫でつけを施す。55は内外表面が剥離して調整痕が認められないが、下端内面に指による押さえが認

められる。

形象埴輪 56はし字状に曲げた粘土板に、別の粘土板を直交して接合したもの。家形埴輪の底部であろうか。胎土に細砂粒を多く含み、茶褐色を呈する。埴輪でない可能性も残る。57は、一面にのみはけ目を施し、他面は撫でたままの平らな板状で、他のものと直角に接合していた痕跡が残る。形象の種類は不明。

瓦（第28図58・69） 煤が付着したり、二次的な火を受けたものが少なくない。火事にあつたものと思われる。表面に布目、裏面に縄目の圧痕のある平瓦（58・63）、裏面に布目圧痕のある筒瓦（64・68）のほか、棟の熨斗瓦の間に配されるいわゆる菊瓦（69）をはじめとする燠瓦も多い。

（笠野 毅）

仲津山陵人止柵設置工事箇所調査

応神天皇皇后仲姫命の仲津山陵の前方部正面外堤の中央にある拝所の両脇に、侵入防止の人止柵を設けることとなつたので、遺構の有無を確認するため事前に発掘調査を行なった。昭和五十一年四月一日、拝所隅の界標四九号から南東約一六メートル、境界線から陵域外に二メートルのところから住宅建築の際に埴輪列が出土している。工事予定地は、この埴輪列の延長に近い。